

福祉職員の処遇改善施策の実施を求める

陳情書

要旨

- 1 介護・福祉・保育分野の労働者の定着・確保のために、処遇改善・賃金水準の底上げを図る、自治体独自の補助金制度の創設や家賃補助施策などに取り組んで下さい。
- 2 高額な紹介料を請求する人材紹介業の規制を国に求めて下さい。また、紹介会社や派遣会社を使って職員確保している事業所がどれくらいあり、紹介料等の負担がどれくらい大きくなっているのか、実態を調べて下さい。
- 3 安全・安心のケア実現のために、介護職員・障害職場の職員等の夜勤改善・大幅増員などを行えるよう財源を確保して下さい。
- 4 介護・障害分野の報酬改定に伴う現場実態を把握し、利用者負担軽減とともに、職員処遇改善ができるよう、以下について地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書の提出をして下さい。
 - ・25年度の補正予算によって、介護報酬・障害福祉サービス等報酬の臨時改定をおこない、事業所で25年度のベースアップ原資が確保できるように措置すること。
 - ・報酬の基本分に含まれる人件費相当分を明らかにして、人件費以外への流用ができないように用途制限を設けること。
 - ・報酬の基本分は、最低賃金引き上げ分を反映させた単価設定をすること。

以 上

理由

障害や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。やむなく派遣会社から人を派遣してもらっているが、「非常勤の待遇が派遣の方より低いのは納得できない」という声や、「正規職員が少なく、非正規が多いのに、非正規は記録等事務仕事をしないことになっているので、正規は事務所で事務仕事。その時間非正規が仲間の支援をすることになり、十分に利用者の支援ができない。一方利用者の支援にはいるとその分、事務仕事は残業することになる。」「グループホームは、基本宿直だけれど、利用者の対応でほとんど寝れない。」「利用者の働きがい、生きがいのことよりも、いかに事業収入を増やすかという事ばかり考えざるを得ない」など、過酷な労働実態なのに、報酬改定に伴い、事業所の収入がますます減り、そのことで、やむなく職員の非正規化が進んでいます。しかし、正規職員でも、全産

業平均より月額7～8万円も低い賃金水準と言われるなか、非正規職員の処遇は最低賃金ギリギリで、募集をしても人が確保できない状況です。

そのような中でも、今現場ではたらく多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしていますが、長く働きつづけることに、不安を抱えています。この状況を改善するために一刻も早い対応が必要です。

利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきです。そのためにも、下記について、貴自治体で可能な限り実現をはかるよう努力していただくよう陳情いたします。